

## 計 画 書

阪神間都市計画地区計画の変更（尼崎市決定）  
都市計画 J R 塚口駅東地区地区計画を次のように変更する。

名 称	J R 塚口駅東地区地区計画
位 置	尼崎市上坂部 1 丁目の一部
面 積	約 9.7 ha
地区計画の目標	J R 塚口駅の東側に隣接し、内陸部工業地と住宅地との接点に位置する大規模工場跡地の土地利用にあたって、本地区計画を定めることにより、地区北側等の大規模工場の操業環境に配慮しつつ、道路、公園等の公共施設の整備及び良質な都市型住宅や生活利便施設などの新たな機能の導入により、駅前にふさわしい環境に配慮した良好な都市環境の形成を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>駅前にふさわしい良好な快適で魅力ある市街地の形成を図るとともに、住宅、生活利便施設、工場等が周辺と調和して共存することを目指し、次のような土地利用方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 北地区 道路、公園等の公共施設の整備とあわせて、緑地やオープンスペースを適切に配置し、住宅が周辺工場と調和して共存し、環境や防災に配慮した快適な生活環境の形成を図る。</li> <li>2 南地区 駅前及び都市幹線道路沿道に立地する地区特性を活かし、業務・商業機能、住機能及び研究開発機能等の多様な土地利用を図る。</li> </ol>
地区施設の整備の方針	<p>良好な地区の整備・保全を図るため、次のとおり地区施設の整備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 駅前には、バスも利用可能な駅前ロータリーを配置するとともに、自転車駐車場の整備を図る。</li> <li>2 幹線道路からのアクセス及び地区内の交通処理を円滑に行うための区画道路を配置する。</li> <li>3 周辺工業地への緩衝機能としてうまいある緑地及び歩道状空地を配置する。</li> <li>4 安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩行者通路及び歩道状空地を配置する。特に、駅と北側既存大規模工場を繋ぐ動線については、歩行者が多いことから、広幅員にて配置する。</li> <li>5 地域の憩いの場となる公園を設置する。</li> </ol>
建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、良好な市街地形成並びに駅周辺環境との調和を図るため、建物の用途制限を行う。</li> <li>2 敷地の細分化を抑制し、ゆとりとうまいある空間の創出を図るため、敷地面積の最低限度、壁面の位置及び高さの制限を行う。</li> <li>3 北側既存大規模工場の操業環境に配慮し、居住室を有する建築物の壁面位置の制限を行うとともに、居住室の外壁の開口部は防音性を確保する。</li> <li>4 高齢者や障がい者にやさしく、安全で快適な歩行者空間を創出するため、駅に隣接する建築物は、駅利用に対応した上空歩廊や昇降機等を整備する。</li> <li>5 駅前にふさわしい魅力ある都市景観を形成するため、建築物等の形態、意匠に配慮する。</li> </ol>
その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共同住宅の配置にあたっては、敷地内緑化、エネルギー効率向上や再生可能エネルギー利用などを通じ、ヒートアイランド化及び温室効果ガスの排出の抑制への寄与に努める。</li> <li>2 戸建住宅地の道路整備にあたっては、良好な住環境の形成を図るため、景観への配慮に努める。</li> </ol>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	区画道路 1号 (幅員 11~13m、延長約 220m) 区画道路 2号 (幅員 14m、延長約 90m) 区画道路 3号 (幅員 11m、延長約 90m) 区画道路 4号 (幅員 9m、延長約 210m) 区画道路 5号 (幅員 6m、延長約 290m) 区画道路 6号 (幅員 6m、延長約 100m)	
		公園	1箇所 (面積約 2,600 m <sup>2</sup> )	
		緑地	幅員 4m、延長 約 290m	
		その他の公共空地	駅前ロータリー (面積約 2,300 m <sup>2</sup> ) 歩行者通路 1号 (幅員 6m、延長約 130m) 歩行者通路 2号 (幅員 4m、延長約 180m) 歩道状空地 (緑道) 1号 (幅員 6m (うち歩道 4m)、延長約 350m) 歩道状空地 (緑道) 2号 (幅員 2.5~3m (うち歩道 2m)、延長約 850m) 自転車駐車場 1号 (面積約 300 m <sup>2</sup> ) 自転車駐車場 2号 (面積約 90 m <sup>2</sup> )	
建築物等に関する事項	地区の区分	名称	北地区	南地区
		面積	約 6.0 ha	約 3.7 ha
	建築物等の用途制限	<p>1 次に掲げる建築物等については建築してはならない。</p> <p>(1) 床面積の合計が 15 m<sup>2</sup>を超える畜舎 (建築基準法別表第 2(に)項第 6号)</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (建築基準法別表第 2(ほ)項第 2号)</p> <p>(3) 建築基準法第 51 条に掲げる建築物及び建築基準法施行令第 138 条第 3 項第 5 号に掲げる工作物</p>		
		<p>2 次に掲げる建築物については建築してはならない。</p> <p>(1) カラオケボックスその他これに類するもの (建築基準法別表第 2(ほ)項第 3号)</p> <p>(2) 建築基準法別表第 2(は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるもの (建築基準法施行令第 130 条の 7 の 2 で定めるもの (同条中「3 階」とあるのは「4 階」とする。)を除く。)</p> <p>(3) 自動車車庫で床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>を超えるもの又は 3 階以上の部分にあるもの (建築物に附属するもので建築基準法施行令第 130 条の 8 で定めるもの (同条中「3 階」とあるのは「4 階」とする。)又は都市計画として決定されたものを除く。)</p> <p>(4) 物品販売業を営む店舗で、その店舗面積 (大規模小売店舗立地法に規定するもの) の合計が 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p>(5) 建築基準法別表第 2(へ)項第 2号、(と)項第 3号、(ぬ)項第 3号及び(る)項第 1号に掲げる工場</p> <p>(6) 倉庫業を営む倉庫 (建築基準法別表第 2(へ)項第 5号)</p> <p>(7) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 (建築基準法別表第 2(と)項第 4号)</p>	<p>3 次に掲げる建築物については建築してはならない。</p> <p>(1) 物品販売業を営む店舗で、その店舗面積 (大規模小売店舗立地法に規定するもの) の合計が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p>(2) 建築基準法別表第 2(ぬ)項第 2号、第 3号及び(る)項第 1号に掲げる工場</p> <p>(3) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 (建築基準法別表第 2(ぬ)項第 4号)</p>	

地区整備計画	建築物等の高さの最高限度	区画道路 1 号の道路境界線以北 130m 以内かつ区画道路 4 号の道路境界線以西 120m の区域内においては、建築物の各部分の高さは 10m 以下とし、かつ、その軒の高さは 7m 以下でなければならない。 ただし、建築物の敷地が区域の内外にわたる場合は、その敷地の過半が属する区域の規定を適用する。	-
	建築物の敷地面積の最低限度	500 m <sup>2</sup> とする。 ただし、次の各号についてはそれぞれ掲げるところとする。 (1) 建築基準法別表第 2(イ)項第 1 号又は第 2 号に掲げる住宅については、1 戸当たり 100 m <sup>2</sup> とする。 (2) 次の各号に該当する建築物の敷地については適用しない。 ア 建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号又は第 53 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する建築物 イ 地区住民のための集会所 ウ 地区施設に定める自転車駐車場	
	壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱、バルコニー等（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次に掲げる数値以上とする。 (1) 高さが 20m 以下の部分 0.5m (2) 高さが 31m 以下の部分 2m (3) 高さが 45m 以下の部分 4m (4) 高さが 45m を超える部分 6m 2 計画図に示す次の各号の壁面の位置の制限に係る建築物の外壁等又は建築物に付属する門若しくは塀で高さ 2m を超えるものの面から道路境界線（敷地が駅前ロータリー、自転車駐車場 2 号又は歩行者通路に接する部分にあっては当該敷地境界線を道路境界線とみなす。）までの距離は、それぞれ当該号に掲げる数値以上とする。 (1) 1 号壁面 12m（建築基準法第 28 条第 1 項に規定する居室（居住のための居室及び建築基準法施行令第 19 条第 2 項第 3 号に掲げるものに限る。）を有しない建築物にあっては 10m、区画道路 6 号にあっては 6m） (2) 2 号壁面 ア 高さ 31m 以下の部分 3m（駅前ロータリーにあっては 2.5m） イ 高さ 45m 以下の部分 4m ウ 高さ 45m を超える部分 6m (3) 3 号壁面 ア 高さ 20m 以下の部分 1m イ 高さ 31m 以下の部分 2m ウ 高さ 45m 以下の部分 4m エ 高さ 45m を超える部分 6m 3 前 2 項は次の各号に該当する建築物又は建築物の部分については適用しない。 (1) 地区施設に定める自転車駐車場 (2) 道路を上空で横断するための施設に接続する部分 (3) 前号に掲げる建築物の部分に接続する階段、昇降路その他これらに類する建築物の部分 (4) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m <sup>2</sup> 以内のもの（地区施設の区域外に限る。）	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物等の形態、意匠、色彩及び屋外広告物は、周辺との調和を図り都市景観に十分配慮したものとする。 2 建築物の形態は、長大かつ単調な壁式の建物とならないよう配慮する。 3 公共空間から視認可能な敷地内緑化や建物緑化に努める。	

「区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限については計画図表示のとおり」

（理由）本地区は大規模工場の跡地であり、JR 塚口駅の東側に隣接する交通至便地に位置していると同時に、本市の内陸部工業地の一角にあり、周辺の複合住宅地との接点となる地区である。このため、大規模工場跡地の土地利用にあたり、周辺工場の操業環境に配慮しつつ、道路、公園等の公共施設の整備とあわせて、質の高い居住機能や生活利便機能の導入により、環境に配慮した良好で魅力ある市街地の形成を図るとともに、将来にわたって住・工・生活利便施設等が調和・共存するまちの実現を目指し、平成 26 年 4 月 10 日に本計画を決定した。

今回は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行に伴う建築物等の用途の制限に係る表記について、本案のとおり変更するものである。

計画図 阪神間都市計画地区計画  
J R 塚口駅東地区地区計画



1 : 2,500

地区計画の区域 - - - - -  
地区の境界 —————

[凡例]		
区画道路	1号(車道7~9m、歩道2m+2m)	
	2号(車道10m、歩道2m+2m)	
	3号(車道7m、歩道2m+2m)	
	4号(車道7m、歩道2m)	
	5号(車道6m)	
	6号(車道6m)	
公園	約 2,600 m <sup>2</sup>	
緑地	(幅 4m)	
駅前ロータリー	約 2,300 m <sup>2</sup>	
歩行者通路	1号(幅員 6m)	
	2号(幅員 4m)	
歩道状空地(緑道)	1号(幅員6m)	
	2号(幅員3m 箇所 2.5m)	
自転車駐車場	1号 約 300 m <sup>2</sup>	
	2号 約 90 m <sup>2</sup>	

